

平成27年度「木づかい推進月間」実施要綱

第1 目的

木材は人と環境に優しい資材であり、その利用を促進することは、林業及び木材産業の活性化のみならず、森林の多面的機能の発揮や地球温暖化対策の推進、資源循環型社会の形成に貢献するものである。

このため、平成17年度から木材、とりわけ国産材の利用の意義を広め、木材利用の拡大につなげていくための国民運動として「木づかい運動」を展開するとともに、毎年10月を「木づかい推進月間」として集中的に活動を行ってきたところである。

公共建築物等木材利用促進法の着実な推進や木材利用ポイント事業等の取組に加え、関係者の積極的な努力により、木材の需要拡大を後押しする気運が高まっていることも踏まえ、平成27年度における「木づかい運動」では、木材の生産・加工・流通に関わる事業者はもとより、関係府省、地方公共団体や関係団体・企業・NPO等も含めた幅広い組織・個人の参加の下に、国産材の利用の意義に関する知識の普及及び情報の提供に必要な取組を行うものとする。

また、昨年度まで実施していた「木づかい運動顕彰」から、表彰対象を拡大し、より消費者目線で審査することとして今年度新たに創設した「ウッドデザイン賞（新・木づかい顕彰）」の普及を図るとともに、木づかい運動ロゴマークについて、平成27年度末の参加団体数400団体を目標に掲げ（平成26年度末380団体）、引き続きその拡大に取り組むこととする。

第2 実施期間

平成27年10月1日～31日

第3 実施機関

第2に定める期間（以下「木づかい推進月間」という。）における広報活動、実践活動の強化その他の取組は、林野庁において行うほか、関係府省、地方公共団体、関係団体、NPO等においても行われるよう要請する。

第4 実施の重点事項

1 林野庁は関係府省と連携し、木づかい推進月間を中心に次に掲げる活動を集中的に行う。

(1) 広報活動

- ① 林野庁広報誌（Rinya）、新聞、メールマガジン等における広報記事の掲載
- ② 政府広報（aff、ホームページ等）での働きかけ
- ③ 木づかい運動ポスターの掲示

(2) 実践活動

- ① ウッドデザイン賞2015（新・木づかい顕彰）の制度周知、応募作品の募集
- ② 農林水産省の「消費者の部屋」における特別展示の実施
- ③ 「エコプロダクツ2015」と連動したイベントの実施
- ④ 各種イベントでの国産材製品の展示

2 地方公共団体、関係団体、NPO等に要請し、木づかい推進月間において、次に掲げる活動を集中的に行う。

(1) 広報活動

- ① 広報誌等による木づかい推進に係るPR
- ② 各種メディア等を通じた広報
- ③ 木づかい運動ポスターの掲示

(2) 実践活動

- ① 木づかい推進に係るイベント等の開催
- ② 庁舎や事務所等における木づかい推進に係る展示の実施
- ③ その他木づかい推進に関する取組の実施

第5 その他

木づかい運動については、1年を通して積極的かつ効果的に実施することとし、間伐材を利用したコピー用紙や名刺、紙製飲料缶等の身近な地域材製品の購入に積極的に取り組むほか、関係機関・部署等へ地域材製品購入の働きかけを行うなど、日常的に木づかい運動の広報・実践活動に努めるものとする。

なお、木づかい運動の実施に当たっては、平成19年から展開されている「美しい森林づくり推進国民運動」との連携にも留意することとする。